

事業者の皆様へ

事業ごみの 分け方・出し方

事業ごみとは？

事業活動に伴うすべてのごみのことです。
家庭から生じる生活ごみとは区別して処理する必要があります。

事業活動には、会社や店舗などのほか、病院・社会福祉施設・学校・市民活動団体などによるものも含まれます。

事業ごみは、可燃物・資源物を問わず、少量でも家庭ごみ集積所に出すことはできません。

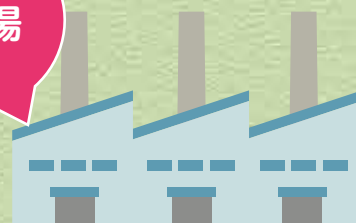
飲食店
商店



オフィス



工場



事業者の責務

事業活動から発生したごみについて、自らの責任において適正に処理する必要があります（廃棄物処理法第3条第1項）。

ごみ（廃棄物）

事業活動に伴って発生
（事業ごみ）

家庭での生活に伴って発生
（生活ごみ）

産業廃棄物

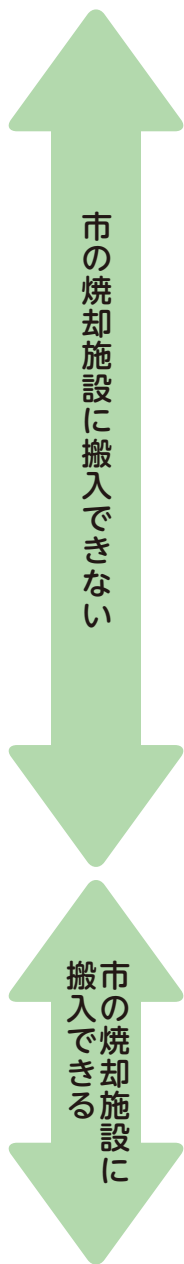
事業系
一般廃棄物

目次


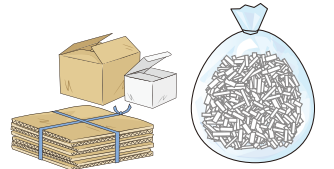



- 1 事業ごみ処理ルールの概要 P1
- 2 事業ごみの分け方・出し方 P3
 - ・産業廃棄物 P3
 - ・リサイクル可能な紙類 P4
 - ・飲料用缶・びん・ペットボトル P5
 - ・可燃ごみ P6
- 3 事業用大規模建築物の所有者及び
事業系一般廃棄物多量排出事業者制度 P7
- 4 ごみ集積施設の設置協議 P8
- 5 事業ごみ内容物検査の実施 P8
- 6 よくいただくお問い合わせ P9
- 7 出前講座のご案内 P10

1 事業ごみ処理ルールの概要

事業ごみの種類



事業活動に伴って排出される廃棄物（飲食店、商店、オフィス、工場など）

<p>産業廃棄物</p>	<p>廃棄物処理法で定める 20種類の廃棄物 (3ページ)</p>	<p>廃プラスチック類、金属くず ガラス・陶磁器くずなど</p> 
<p>事業系 一般廃棄物</p> <p>※産業廃棄物以外の 事業ごみ</p>	<p>資源物</p> <p>分別することにより 資源となるもの</p>	<p>リサイクル 可能な 紙類</p> <p>新聞紙、段ボール、コピー用紙、 雑誌、機密文書、雑がみ (シュレッダー処理紙等) 等</p> 
	<p>可燃ごみ</p>	<p>飲料用 缶・びん・ ペット ボトル</p> <p>飲料用缶・びん・ペットボトル</p>  <p>※仙台市では一般廃棄物として処理できます。 ※自動販売機設置業者などが回収したものは産業 廃棄物です。</p>
		<p>生ごみ（食べ残し、茶がら等） 木くず（剪定枝、木製の棚等）</p> <p>※生ごみ、木くずを資源化できる民間の施設があります</p> 
		<p>落ち葉 リサイクルできない紙 布類（化繊を除く）等</p> 

ご注意！ 市の焼却施設に搬入できません（可燃ごみとして出せません。）



段ボール
(資源物)



雑がみ
(資源物)



飲料用缶・びん・ペットボトル
(資源物)



産業廃棄物は市のごみ処理施設に搬入できません

産業廃棄物処理許可業者に処理を委託するなど適正に処理してください。

相談先

産業廃棄物のご相談・お問い合わせ

事業ごみ減量課 事業係

☎ **022-214-8235**

リサイクル

紙類 ▶ 紙製品等に

缶 ▶ 金属製品等に

びん ▶ びん・土木材料等に

ペットボトル ▶ 繊維製品等に

堆肥・飼料・チップ等に

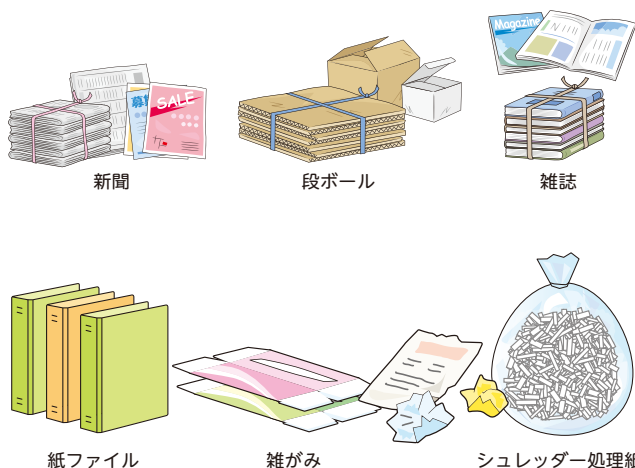
焼却(市の焼却施設)



リサイクル可能な紙類は市の焼却施設に搬入できません!

仙台市では、紙類のリサイクル推進のため、焼却施設へのリサイクル可能な紙類の搬入を禁止しています。
⇒処理方法は4ページへ

具体例



写真のような資源物や産業廃棄物は、市の焼却施設に搬入できません。可燃ごみへの混入が確認された場合は焼却施設での受け入れを拒否し、収集運搬業者に持ち帰りを指示することがあるほか、排出した事業者に対しても指導を行うことがあります。



ガスボンベ
(産業廃棄物)



ビニール・PPバンド
(産業廃棄物)



プラスチック梱包材
(産業廃棄物)

2 事業ごみの分け方・出し方

(1) まず産業廃棄物を分別しましょう

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	製造、排水処理等で排出されるすべての汚泥、ビルビット汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	食用油、エンジンオイル等、絶縁油、洗浄油、切削油、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	発泡スチロール、ビニール類、合成繊維くず(化学繊維の布類等)、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず および陶磁器くず	ガラス類(板ガラス、コップ等)、陶磁器、レンガくず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業、飼肥料製造業から生ずる動植物性の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例:コンクリート固型化物)	

上記のほか、爆発性、毒性、感染性などの性状を有する「特別管理産業廃棄物」が政令で定められております。

※水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもので環境省令で定めるものは「水銀使用製品産業廃棄物」となります。

処理方法

産業廃棄物処理業の許可業者(下記ホームページ参照)に処理を委託するなどしてください。市の焼却施設には搬入できません。

※宮城県の許可で仙台市内の収集運搬もできますので、宮城県の産業廃棄物処理業者名簿もご参照ください。
(ただし、仙台市の許可に積替え保管が含まれている場合を除く)

宮城県の許可業者名簿

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/meibo.html>



仙台市の許可業者名簿

<https://www.city.sendai.jp/shido-jigyoy/jigyosha/kankyoha/haikibutsu/haikibutsu/mebo.html>



相談先 ▶ 事業ごみ減量課事業係 (TEL 022-214-8235)

(2)次に資源物を分別しましょう

リサイクル可能な紙類

リサイクル処理のできない禁忌品があります。
くわしくは回収業者に確認してください。

紙類をリサイクル
処理すると、ごみ処理
費用の削減につなが
ることもあります。

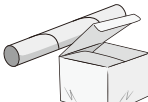
処理方法

- ◆本市の事業系紙類回収庫(下記①)に持ち込む。
- ◆民間の事業系紙類回収ステーション(下記②)に持ち込む。
- ◆紙類回収業者・古紙問屋(5ページ③)に回収を依頼する。
- ◆本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者(6ページ②)に処理を委託する。

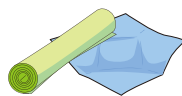
●コピー用紙、その他の紙



コピー用紙



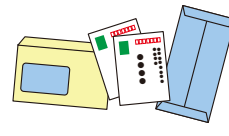
紙箱・紙筒



包装紙



チラシ・DM・パンフレット

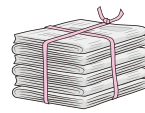


はがき・封筒
(窓付き封筒のビニールは取り除く)



名刺・メモ紙・付箋

●新聞

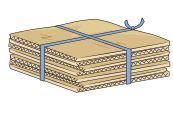


※折り込みチラシも可

●雑誌



●段ボール



捨てないで!!
小さな紙もリサイクル
可能です!

① 事業系紙類回収庫(無料)

搬入先	所在地	電話	受付時間
青葉環境事業所	青葉区郷六字葛岡57-3	022-277-5300	月～金 9:00～16:30 土曜日・日曜日・祝日 及び年末年始を除く
宮城野環境事業所	宮城野区仙石1-1	022-236-5300	
若林環境事業所	若林区今泉字上新田103	022-289-2051	
泉環境事業所	泉区松森字阿比古33	022-773-5300	

※種類ごとにひもで十文字にしばってください。シュレッダー処理紙は1回につき5袋以内(飛散防止のためビニール袋に入れて出してください)。機密保持はできませんので、機密文書の持ち込みはできません。

② 事業系紙類回収ステーション(無料)

令和4年3月現在

区	名称	所在地・電話
青葉	(株)皆川紙業	上愛子字中遠野原9-17 022-391-0827
	(株)まるひろ	荒巻字青葉686 022-229-6614
宮城野	(株)木下東泉 仙台事業所	銀杏町36-20 022-284-3917
	(株)サイコー 仙台中央資源化センター	岩切字稲荷160 022-255-3150
	(株)佐彦	扇町5-4-7 022-232-1231
	(株)庄子専助商店	日の出町2-5-30 022-346-9055
	(株)ステップスナイン	扇町3-11-3 022-231-3071
	(株)仙台マテリアル	扇町1-6-21 022-788-3412
	(株)山傳商店	扇町3-11-14 022-232-0945
	(株)山傳商店 仙台港リサイクルセンター	仙台港北2-15-1 022-254-0512

区	名称	所在地・電話
若林	北関東通商(株) 仙台支店	荒浜字石場前134-1 022-287-3277
	(株)こんの 仙台営業所	六丁の目西町8-18 022-287-2291
	(株)東日本大和 仙台事業所	卸町東5-6-15 022-352-7688
	(株)丸佐商店	六丁の目中町25-60 022-288-6603
	(株)山傳商店 営業本部	卸町東1-9-37 022-232-0945
太白	(株)ホクショウ 太白事業所	茂庭字人来田西112-3 022-355-5339
	(有)かざま	郡山5-11-6 022-249-6723
泉	(株)仙台リサイクルセンター	根白石字福沢後1-1 022-278-3196
	(株)ホクショウ 泉事業所	大沢2-12-1 022-375-6665
	(株)泉	明通4-5-17 022-342-0474

※民間の協力事業所の一覧です。利用できる日・時間は市ホームページ又はお電話でご確認ください。
<https://www.city.sendai.jp/shigenkasuishin/shisetsu/zigyokeikamiruikaisyuu2.html>



③ 紙類回収業者・古紙問屋(機密文書含む)

業者名	所在地	電話
仙台市集団資源回収業者協議会 (市内の紙類回収業者で構成される団体)	青葉区愛子東一丁目4-48	022-392-5098

※上記協議会の他、タウンページ等に掲載されている業者に依頼する方法もあります。

飲料用缶・びん・ペットボトル

処理方法

- ◆ 本市の資源化センター(下記)に持ち込む。
- ◆ 民間の資源化施設に持ち込む。事業ごみ減量課指導係(022-214-8679)までお問い合わせください。
- ◆ 本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託する(6ページ②)。



本市の資源化センター

搬入先	所在地	電話	手数料(100 kgごと)	受付時間
松森資源化センター	泉区松森字阿比古7-1	022-374-8853	300円	月~金 9:00~16:15 土曜日・日曜日・祝日及 び年末年始を除く
葛岡資源化センター	青葉区郷六字葛岡57-1	022-277-8310		

※フタ、ラベルは全てはずしてください。

リサイクル関連法に基づきリサイクルするものなど

- ① **テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機(家電リサイクル法に基づくリサイクル)**
家電製品協会(家電リサイクル券センター) → <https://www.rkc.aeha.or.jp/>
☎ 0120-319-640
- ② **パソコン(資源有効利用促進法に基づくリサイクル)**
パソコン3R推進協会 → <https://www.pc3r.jp/>
- ③ **二輪車(廃棄物処理法の広域認定制度によるリサイクル)**
自動車リサイクル促進センター → <https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>
☎ 050-3000-0727(二輪車リサイクルコールセンター)
- ④ **消火器(廃棄物処理法の広域認定制度によるリサイクル)**
消火器リサイクル推進センター → <https://www.ferpc.jp/>
☎ 03-5829-6773

※食品リサイクルについては以下をご参照ください

環境省 食品リサイクル関連 → <https://www.env.go.jp/recycle/food/index.html>

(3)残ったものが可燃ごみです

(1)産業廃棄物及び(2)資源物を分別して残ったものが可燃ごみになります。

処理方法

- ◆ 事業者自らが市の焼却施設(下記①)に持ち込む(自己搬入。有料です)。
- ◆ 本市一般廃棄物収集運搬業許可業者(下記②)に収集運搬・処分を委託する。
各地域を担当している許可業者に委託してください。排出方法(日時、場所、料金など)は許可業者と相談してください。

生ごみ、木くずは資源化することもできます。
事業ごみ減量課指導係 (☎022-214-8679)
までお問合せください。



生ごみ、食べ残し



落ち葉



木製の家具等



※業種によっては産業廃棄物になるものもあります。(3ページ参照)

①市の焼却施設

搬入先	所在地	電話	手数料	受付時間
今泉工場	若林区今泉字上新田103	022-289-4671	100kgまで1,500円 100kgを超える分 10kgまでごとに150円	月～金 9:00～16:15 土曜日・日曜日・祝日及び 年末年始を除く ※搬入特例日を設ける場合 があります。
葛岡工場	青葉区郷六字葛岡57-1	022-277-5399		
松森工場	泉区松森字城前135	022-373-5399		

※施設によってごみの受け入れ基準が異なりますので、事前に持ち込む予定の施設にお問い合わせください。

②仙台市一般廃棄物収集運搬業許可業者

取扱品目【可燃ごみ、紙類(一部機密文書含む)、缶・びん・ペットボトル】

担当区域	許可業者名	所在地	電話
青葉区(宮城総合支所管内を除く)・ 宮城野区・若林区	(協業)仙台清掃公社	宮城野区日の出町一丁目7-15	022-284-5383
	(株)公害処理センター	若林区日辺字畑田181-1	022-289-6111
太白区(秋保総合支所管内を除く)			
泉区	(株)泉	泉区実沢字清水田78	022-376-4753
宮城・秋保総合支所管内	(株)宮城衛生環境公社	青葉区熊ヶ根字野川26-6	022-393-2216

※資源物を除く事業系一般廃棄物の排出量が月平均 3t 以上になる場合は、上記 4 社のほか次の業者に委託できます。

(株)サイコー	東北鉄道運輸(株)	(株)仙台リサイクルセンター	(株)東日本プラシス	改正環境整備(株)
022-255-3150	022-247-3138	022-278-3196	022-284-5353	022-253-6566

3 事業用大規模建築物の所有者及び 事業系一般廃棄物の多量排出事業者制度

一定規模以上の事業用建築物の所有者等及び多量排出事業者の皆さまには、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により、ごみ減量・再資源化の取り組みを行っていただきます。

(1) 対象

① 事業用大規模建築物の所有者

- ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条第1項に規定する特定建築物（一般的には事業の用に供する部分の延床面積が3,000㎡以上の事業用建築物）の所有者（又は管理の権原を有する者）
- ・「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗（店舗面積が延べ1,000㎡以上の小売店舗）の所有者（又は管理の権原を有する者）

② 多量排出事業者

- ・事業系一般廃棄物の排出量が年間36トン以上（月平均3トン以上）の事業者
※排出量実績が年間36トンに満たなくなった場合でも、その次の年度から3年間は多量排出事業者として条例で定められた届出や書類の提出をしていただきます。

(2) 義務

① 事業系一般廃棄物管理責任者の選任・届出

建築物から発生する廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理を推進していく「事業系一般廃棄物管理責任者」を選任し、届け出る必要があります。建築物全体の廃棄物について管理できる人を選任してください。なお、選任または変更があった場合、その日から10日以内に届け出をしてください。

② 事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書 及び処理実績報告書の提出

廃棄物の量や処理方法を把握し、次年度の減量・リサイクル及び適正処理をさらに推進するための計画を立て、「計画書」及び「実績報告書」を作成し、提出していただきます（「計画書」は毎年1月31日、「実績報告書」は毎年5月下旬までに提出していただきます）。

(3) 立入調査

定期的に事業所を訪問し、ごみの減量・適正処理への取り組みの調査・指導、分別・リサイクルへのアドバイスなどを行っています。訪問時にはおおむね次の事項を調査いたします。

- ① 可燃ごみ・食品廃棄物の収集頻度、発生量、収集業者
- ② 資源物（紙類、缶・びん・ペットボトル）の収集頻度、発生量、収集業者、売払の有無
- ③ 廃棄物・資源物の排出・集積方法、保管場所の配置・広さ・区分方法などの確認
- ④ 分別・リサイクルへの取り組みや対応
- ⑤ 産業廃棄物の処理契約の状況

制度の概要や研修資料

<https://www.city.sendai.jp/haiki-shido/jigyosha/kankyo/haikibutsu/jigyogomi/tetsuzuki/jigyosha.html>



届出様式などのダウンロード

<https://www.city.sendai.jp/haiki-shido/download/bunyabetsu/gomi/gomishori/jigyoyo.html>



4 ごみ集積施設の設置協議

延床面積が1,000㎡以上の事業所は、「ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱」により、一般廃棄物保管施設を設置する必要があります。一般廃棄物保管施設は、廃棄物と資源物（再生利用が可能なもの）の保管場所を別々に設けるか、または資源物が再生利用等に支障がないような状態で保管できる構造にしてください。開設予定の事業所の住所がある区の環境事業所と協議してください。

※設置にあたっては、産業廃棄物の保管場所も考慮してください。

協議先

区 域	環境事業所	所在地	電 話
青 葉 区	青 葉 環 境 事 業 所	青葉区郷六字葛岡57-3	022-277-5300
宮 城 野 区	宮 城 野 環 境 事 業 所	宮城野区仙石1-1	022-236-5300
若 林 区	若 林 環 境 事 業 所	若林区今泉字上新田103	022-289-2051
太 白 区	太 白 環 境 事 業 所	太白区郡山字上野4-1	022-248-5300
泉 区	泉 環 境 事 業 所	泉区松森字阿比古33	022-773-5300

5 事業ごみ内容物検査の実施

仙台市では搬入物検査装置を3カ所の焼却施設（今泉工場、葛岡工場、松森工場）に設置し、平成30年2月から装置を使用した事業ごみの内容物検査（展開検査）を実施しています。搬入禁止物の混入が確認された場合は、排出事業者への指導を行うことがあります。



6 よくいただくお問い合わせ

事業活動とはどのようなものでしょうか？

Q1

A1

事業活動には、会社・店舗・事務所・工場など営利を目的とするもののほか、病院・社会福祉施設・官公庁・学校・NPO・町内会などの活動が含まれます。個人・法人の別や営利・非営利、業種・規模を問いません。

お店を開くのですが、営業ごみの袋はどうやって買うのですか？

Q2

A2

お店の所在地を担当する一般廃棄物収集運搬業許可業者から購入してください。所在地を担当する許可業者については6ページをご覧ください。ごみの種類によって袋が異なりますのでご注意ください。

事業所の近くに家庭ごみの集積所があります。事業所から出たごみを家庭ごみの集積所に出してもいいですか？

Q3

A3

事業活動によって出るごみは、家庭ごみ集積所には出せません。誤って出した場合は、不適正な排出として指導の対象になることがあります。正しい出し方は3～6ページをご覧ください。

大量の書類を廃棄したいのですがどうしたらよいですか？

Q4

A4

許可業者等にご相談いただくか、市の事業系紙類回収庫（無料）または民間の事業系紙類回収ステーション（無料）に持ち込んでください。機密処理が必要な場合は、紙類回収業者・古紙問屋等にご相談ください（4～5ページをご覧ください）。※リサイクル可能な紙類は市の焼却施設へ搬入することはできません。

許可業者に収集を依頼するにはどうしたらよいですか？

Q5

A5

仙台市では、事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者は事業所やお店の所在地によって決まっています（多量にごみを出す場合には例外あり）。各地域を担当する許可業者は6ページをご覧ください。産業廃棄物については、事業ごみ減量課事業係（022-214-8235）にご相談ください。

事業所の敷地内の草を社員が刈ったのですが、市の焼却施設に持ち込むことはできますか？

Q6

A6

持ち込むことができます。受付時間等が決まっていますので、6ページの市の焼却施設にご確認ください。

許可業者にごみの収集を依頼するときに注意することはありますか？

Q7

A7

一般廃棄物収集運搬業の許可証を提示してもらい、許可の有無などを確認してください。また、市の焼却施設への搬入禁止物（1～2ページ）に注意してください。産業廃棄物の場合は必ず契約書を作成して、マニフェストを交付してください。

Q8

店舗で飲み物を販売していますが、敷地にペットボトルなどを捨てられることがあり、ごみ箱の設置を検討しています。その場合、市の基準などがありますか？

A8

仙台市は条例※で、販売する場所に飲料容器用のごみ箱を設置するよう定めています。種類別のごみ箱を設置して適正に管理してください。
※ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例第4条第3項

Q9

会社で使っていたプリンターを廃棄したいのですが、粗大ごみ手数料納付券を買って出してもいいですか？

A9

事業で使っていたものに、粗大ごみ手数料納付券は使えません。同じプリンターでも、会社で使っていたものは産業廃棄物（廃プラスチック類と金属くずの混合物）として処理する必要があります。産業廃棄物を処理できる許可業者に処理を委託してください。

事業ごみについてのQ&A

<https://www.city.sendai.jp/haikishido/shitumon.html>

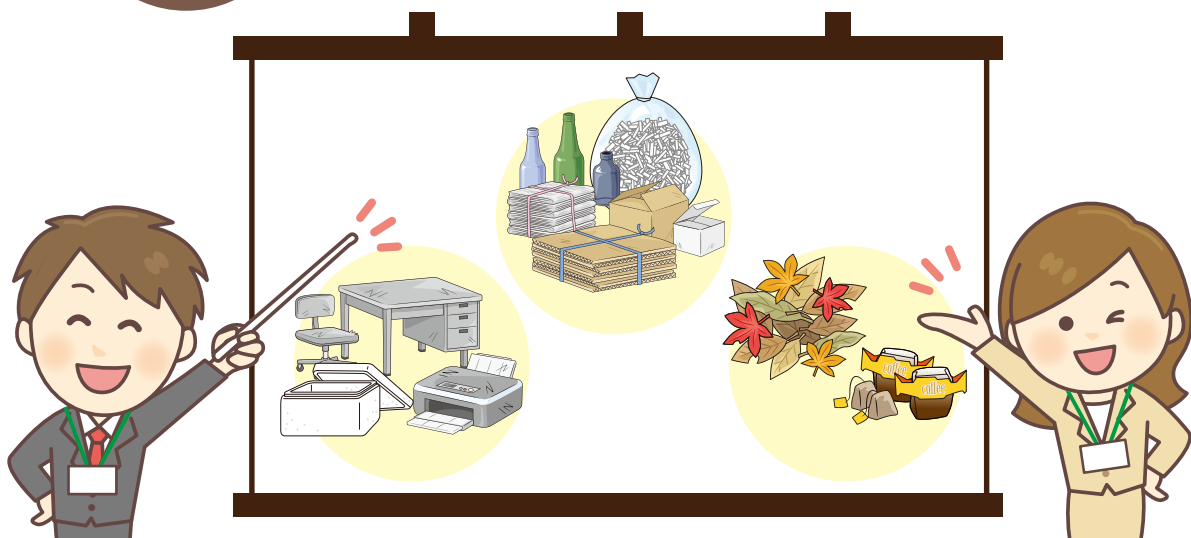


7 出前講座のご案内

仙台市環境局の職員が、事業ごみと生活ごみの違い、分け方・出し方などを皆さまの職場へ出向き説明します。

講座内容

- ・「事業ごみ」と「生活ごみ」はどう違うのか
- ・「事業ごみ」はどう分けて、どう出したらいいのか
- ・各社で行っている、ごみ減量や分別の取り組み事例
- ・仙台市が行っている事業ごみ減量の取り組み



講座は15分～45分です（希望の時間にあわせて）。社内研修の一部としての講座も承ります。

申し込み・お問い合わせ

事業ごみ減量課指導係(TEL 022-214-8679・FAX 022-214-8356)

6
よくいただく
お問合せ

7
市政出前講座の
ご案内

お問い合わせ先

環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課

二日町第二仮庁舎 2階

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町2階

事業系一般廃棄物について

指導係 TEL **022-214-8679**
FAX **022-214-8356**

産業廃棄物について

事業係 TEL **022-214-8235**
FAX **022-214-8356**



事業ごみ(事業系一般廃棄物・産業廃棄物)の処理

<https://www.city.sendai.jp/jigyosha/kankyo/haikibutsu/jigyogomi/index.html>



“杜の都の資源”を次の世代へ

持続可能な資源循環都市をめざして

仙台市では一般廃棄物処理の基本的な考え方や方向性を定めた「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を令和3年3月に改定しました。新たな計画では、事業系一般廃棄物の量について、令和12年度に令和元年度13.9万トンから14%減となる12万トンまで削減することとしています。

目標達成に向け、リデュース(発生抑制)を中心とした3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進に一層のご協力をお願いいたします。



「もったいない」をキーワードに、一人ひとりの小さなアクションを積み重ね、杜の都の未来(資源)を次世代につないでいきましょう。

令和4年3月発行